

アメリカ合衆国1979年統一継続的代理権法 (Uniform Durable Power of Attorney Act 1979 Act)とイギリス1985年継続的代理法(Enduring Powers of Attorney Act 1985 1985 CHAPTER 29)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008811

アメリカ合衆国一九七九年統一継続的代理権法 (Uniform Durable Power of Attorney Act 1979 Act) とイギリス一九八五年継続的代理権法 (Enduring Powers of Attorney Act 1985 1985 CHAPTER 29)

志村 武 訳

現在、日本において成年後見法制の整備が急ピッチで進んでいる。法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会は一九九五年六月に次期検討課題として成年後見問題を取り上げること、並びにその審議の基礎となる論点整理・調査研究を行うため法務省民事局内に研究会を設置することを決定した。この決定に基づいて、同年七月法務省民事局内に、民法学者、弁護士及び裁判官、最高裁・法務省の担当者を構成員とし、厚生省の担当者をオブザーバーとする「成年後見問題研究会」(座長 星野英一 東京大学名誉教授) が設置された。

この研究会における、約二年間にわたる基礎的な論点整理と関係諸団体からの意見聴取や諸外国における立法の実態調査等の調査研究の検討結果を取りまとめた成果が、一九九七年九月三〇日に、法務省民事局によって公表された「成年後見問題研究会報告書」である。同日、研究会の報告を受けた法制審議会民法部会は、財産法小委員会・身分法小委員会の各委員・幹事の一部に福祉関係者を含む一般有識者を加えた「成年後見小委員会」を新たに設置し、一九九七年一〇月以来、この小委員会が開催され、一九九八年春頃の要綱試案の公

表・関係各界への意見照会を目指して、現在本格的な審議が進められているところである（以上につき、「成年後見問題研究会報告書」の「はしがき」参照）。

筆者は法務省民事局参事官室より、アメリカ合衆国一九七九年統一継続的代理権法（Uniform Durable Power of Attorney Act 1979 Act）とイギリス一九八五年継続的代理権法（Enduring Powers of Attorney Act 1985 1985 CHAPTER 29）の翻訳の依頼をいただき、これを提出した。後者と拙稿「アメリカ合衆国における後見制度—その意義・沿革・種類、団体後見制度及び法の適正な過程の具体化と後見制度に代りうる諸制度」〔現代家族法の諸相—高野竹三郎先生古稀記念—四二五頁以下（一九九三年）は一九九七年一〇月二一日開催の第一回成年後見小委員会の、また、前者と拙稿「アメリカ合衆国における精神遅滞者保護のための制限された後見制度」〔早稲田法学会誌〕四三巻二九二頁以下（一九九三年）は一九九七年一月二五日開催の第三回成年後見小委員会の、参考資料として、事前送付ないしは席上配布された。本稿は、参考資料として提出した翻訳をそのまま掲載するものである。このような性格の翻訳であるため、訳語は従来

筆者が用いてきた訳語にこだわらずできる限り参事官室の要望に添うようにした。たとえば、本稿では“durable power of attorney”^{55, 56} “enduring powers of attorney”⁵⁷ に対して持続的委任状という訳語を用いずに、継続的代理権という訳語を用いている。また、“revoke”⁵⁸ と “revocation”⁵⁹ の訳語として、従来、筆者は英米法事典の訳語に従って「撤回する」と「撤回」をすべての場面で用いてきたが、日本法上の「撤回」は一方的な意思表示によって以前にした意思表示の効果を将来に向って消滅させることであり、日本民法一一一条と六五三条の解釈論で問題になる「本人が意思無能力となると代理権が消滅するか」という場合の「消滅する」は、英米法では“*be* revoke(d)”⁶⁰ を用いるものの、日本法上は意思表示が介在しないので、「撤回（される）」は不適切であることになる。したがって、“revoke”⁶¹ の訳語を文脈によって使い分け、このような場合には「撤回する」ではなく「失効する」という訳語を充てることにした。この点については、法務省民事局参事官室の岩井伸晃局付検事のご教示による。岩井検事には、これ以外にも、拙訳の全体につき特に規定振りの観点から懇切丁寧なご指導をいただいた。ここに記して深謝の意を表し

たい。

アメリカ合衆国

一九七九年統一継続的代理権法

(Uniform Durable Power of Attorney Act 1979 Act)

第一条 定義 (一九八四年改正)

継続的代理権とは、本人が証書で他人を代理人に選任した場合において、その証書が「この代理権は後に生ずる本人の障害若しくは意思能力の喪失又は時の経過によつて影響されないものとする」、「この代理権は本人の障害若しくは意思能力の喪失の時点において発効するものとする」という文言、又は、後に生ずる本人の障害若しくは意思能力の喪失にかかわらず、また、失効する時点が明示されている場合を除いては当該証書の作成時からの時の経過にかかわらず、付与された代理権を行使することができるものとする旨の本人の意思を示す同様の文言を含む代理権をいう。

第二条 時の経過、障害又は意思能力の喪失によつて影響を

受けない継続的代理権 (一九八七年改正)

アメリカ合衆国一九七九年統一継続的代理権法とイギリス一九八五年継続的代理権法

本人が障害をもち又は意思能力を喪失している間に継続的代理権に基いて代理人によつてされたすべての行為は、本人が意思能力を有し障害をもたない場合と同様の効力を有し、本人及びその利害関係ある承継人の利益となり、それらの者を拘束する。

当該証書が失効する時点を示している場合を除き、継続的代理権は、当該証書の作成以降の時の経過にかかわらず、行使することができる。

第三条 代理人と裁判所により任命された受認者との関係

(a) 継続的代理権の証書の作成後に、本人の住所を管轄する裁判所が、財産管理人、財産後見人又は本人の全財産若しくは特定の財産以外の全財産の管理を委ねられたその他の受認者を任命した場合には、代理人は、本人のみならず当該受認者に対しても、責任を負う。

受認者は、本人が障害をもたず意思能力を喪失しなければ有すべき権限と同様の継続的代理権を撤回し、又は修正する権限を有する。

(b) 本人は、継続的代理権の証書により、後に自己の身上

又は財産に対する保護手続が開始される場合に裁判所による考慮の対象とするために、財産管理人、財産後見人又は身上後見人を指名することができる。

裁判所は、十分な理由又は欠格事由がある場合を除き、継続的代理権の証書における本人の最も新しい指名に従って、任命を行わなければならない。

第四条 通知まで失効しない代理権

(a) 継続的であると否とを問わず、代理権の証書を作成した本人の死亡は、その死亡の事実を知らずにその代理権に基づいて善意で行為をする代理人又はその他の者との関係では、その代理権を失効させず、終了させない。

このようにしてされたすべての行為は、他の理由により無効となり、又は法的拘束力のない場合を除き、本人の利益のために承継人を拘束する。

(b) 以前に継続的でない代理権の証書を作成した本人の障害又は意思能力の喪失は、その本人の障害又は意思能力の喪失を知らずにその代理権に基いて善意で行為をする代理人又はその他の者との関係では、その代理権を失効させず、終了

させない。

このようにしてされたすべての行為は、他の理由により無効となり、又は法的拘束力のない場合を除き、本人及びその利害関係ある承継人を拘束する。

第五条 宣誓供述書による継続的代理権及びその他の代理権の継続の証明

継続的であると否とを問わず、代理権の証書に対する善意でされた行為については、当該代理権を付与された代理人によつて作成された宣誓供述書が、代理人が代理権の行使の時点において撤回による代理権の消滅又は本人の死亡、障害若しくは意思能力の喪失について実際に知らなかつた旨の供述の記載を含んでいるときは、その宣誓供述書は、当該時点において代理権が撤回されず消滅しなかつたことの確定的な証拠となるものとする。

代理権の行使に当つて登録可能な証書の作成及び交付が求められる場合には、宣誓供述書もまた、登録との関係において真正であることが証明されるならば、登録可能となるものとする。

本条の規定は、期間の満了又は明示の撤回若しくは本人の精神的能力の変化以外の事由による代理権の消滅に関する代理権の証書のいかなる条項にも、影響を及ぼさない。

第九条 発効時期

本法は、
に発効する。

第六条 適用及び解釈の統一

本法は、本法の対象事項に関して継続的代理権法を制定する諸州の間において法を統一するという本法の一般的な目的を実現するために、適用され、かつ、解釈されなければならない。

第一〇条 廃止

以下の法律の全部又は一部は、廃止される。

(1)

(2)

(3)

第七条 略称

本法は、「統一継続的代理権法」として引用するものとする。

イギリス一九八五年継続的代理権法

一九八五年第二九号

(Enduring Powers of Attorney Act 1985 1985 CHAPTER 29)

第八条 可分性

本法の規定又はその人及び状況に対する適用が無効とされる場合であっても、当該無効は、その無効な規定又はその適用がなくても効果を与えられ得る本法の他の規定又はその適用に影響を及ぼさない。この目的との関係において、本法の規定は、可分であるものとする。

本法は、設定者の設定後の意思能力の喪失にもかかわらず継続する代理権を設定することを可能にするとともに、そのような代理権に関する規定を定めるものである。

「一九八五年六月二六日」

本法は、女王陛下によつて、貴族院議員及び庶民院議員によつて、その助言と同意のもとに、本国会において、本国会の権能によつて、以下のように制定された。

継続的代理権

第一条 設定者の意思能力の喪失にもかかわらず継続する継続的代理権

(1) 設定者が本法の定める意義における継続的代理権を設定したときは、

(a) その代理権は、その後設定者が意思能力を喪失したときであつても、その効力を失わないものとする。ただし、

(b) 設定者が意思能力を喪失した場合において、代理権の被設定者は、本条第二項に定める場合、又は本法第五条に基づいて裁判所による指示もしくは許可を受けている場合を除き、継続的代理権授与証書が本法第六条に従つて裁判所によつて登録されていない限り、又は事情によつてはその登録がなされるまでの間、継続的代理権の権限を行使してはならない。そして、

(c) 本条第一項(b)が、あたかも代理権が設定者の意思能力の喪失によつて失効したかのように、被設定者の代理権の効力を停止するように作用する場合には、一九七一年代理権法（一九七一年第二七号）の第五条（被設定者と第三者の保護）が適用可能な範囲において適用される。

(2) 本条第一項(b)の規定にかかわらず、既に代理人が継続的代理権授与証書を登録する申立てを行つておるときは、その申立てについて最初に決定がなされるまでは、その代理人は、継続的代理権に基づいて以下の行為をすることができ。

(a) 設定者を扶養し、又は設定者の財産に損害が生ずるのを防ぐ行為。

(b) 第三条第四項によつて許される限りにおいて、自己又は他人を扶養する行為。

(3) 代理人が本条第二項の規定に基づいて行動していると主張するときは、その代理人が同項(a)又は(b)に従わずに行動していることを知らずにその代理人と取引をする相

手方のために、両者間の取引は、その代理人が同項 (a) 又は (b) に従つて行動している場合と同様に有効であるものとする。

第二条 継続的代理権の性質

(1) 本条第七項ないし第九項及び本法第一条の制約内において、代理権を設定する証書が以下の要件をみたす場合には、その代理権は、本法の定める意義における継続的代理権であるものとする。

(a) 当該証書が、指定された書式によるものであるとき、かつ、

(b) 当該証書が、設定者及び代理人によつて指定された方式において作成されたものであるとき、かつ、

(c) 設定者が作成した時点において、当該証書に指定された説明情報が記載されているとき。

(2) 大法官は、継続的代理権授与証書の書式及び作成方式に関して、規則を制定しなければならない。その規則は、大法官にとつて、以下のことを保障するのに適切であると解さ

れる規定を含んでいなければならない。

(a) 継続的代理権を設定し、又は受諾することの一般的な効果の説明に関する指定されている情報を記載していない証書が、継続的代理権を設定するために用いられないこと。

(b) 継続的代理権授与証書には、以下の効果を有する陳述が含まれること。

(i) 設定者による陳述で、設定者は自己が意思能力を喪失した後も代理権が継続することを意図していること。

(ii) 設定者による陳述で、継続的代理権設定の効果を説明する情報を設定者が音読し、又は、音読したことがあること。

(iii) 代理人による陳述で、本法により課される登録による義務について代理人が理解していること。

(3) 本条第二項による規則は、

(a) 継続的代理権授与証書によつて一人以上の代理人が選任される場合については、ただ一人の代理人が選任される場合は別の規定を含むことができる。そして、

(b) 同項によつて以前制定された規則が改正ないしは廃止

されるときは、留保規定及び経過規定を含むことができる。

(4) 本条第二項による規則は、所轄行政機関の制定する命令・規則等によつて制定するものとする。ただし、当該命令・規則等は議会のいずれかの議院による取消しの決議の対象となりうるものとする。

(5) 指定された方式に従つて作成されたと主張されている指定された書式による証書は、反対の証拠がない場合には、設定者による作成の時点において指定された説明情報の記載された証書であると認定するものとする。

(6) 証書が、書式や表現方法につき重要ではない点において、指定された書式と異なるときは、その証書は、書式や表現の点につき十分なものとして取り扱ふものとする。

(7) 代理人が継続的代理権授与証書を作成する時点において、以下のいずれかの要件が充足されていないときは、代理権は継続的代理権となることはできない。

(a) 代理人が満一八才以上の破産者でない個人であること。
(b) 代理人が信託法人であること。

(8) 一九二五年受託者法（一九二五年第一九号）第二五条（代理権によつて信託等に関する権利を授権する権限）による代理権は、継続的代理権となることはできない。

(9) 代理人に代行者又は後任者を指名する権限を与える代理権は、継続的代理権となることはできない。

(10) 継続的代理権は、その破産の状況がどのようなものであつても、代理人の破産によつて失効するものとする。

(11) 裁判所がそのように指示するとき（そのような指示があるときに限る。）は、継続的代理権は、一九八三年精神保健法（一九八三年第二〇号）第七編が規定する裁判所の権限のうちいかなるものであれ、裁判所がそれを行使した時に、その効力を失う。

(12) 捺印証書によるとそれ以外の方法によるとを問わず、いかなる継続的代理権の放棄も、代理人が設定者又は(本法第四条第六項ないしは本法第七条第一項が適用される場合には)裁判所にその通知をするまでは、有効とはならない。

(13) 本条においては、「指定された」という文言は、本条第二項において指定されたことを意味する。

第三条 継続的代理権における代理人の代理権等の範囲

(1) 継続的代理権は、設定者の財産及び事務の全部若しくは特定部分について設定者を代理して行為をする(本条第二項において定義されている)包括的代理権を代理人に与え、又は設定者を代理して特定の事務を行う代理権を代理人に与えることができる。そして、いずれの場合においても、代理権は条件及び制限の制約内において与えられることができる。

(2) 継続的代理権授与証書が包括的代理権を代理人に与えると表現しているときは、その証書は、本条第五項によつて

課されている制限とその証書に含まれているあらゆる条件又は制限の制約内において、設定者が代理人によつて適法に行うことができるあらゆることを設定者を代理して行う代理権を与えるように作用する。

(3) 継続的代理権授与証書に含まれているあらゆる条件又は制限の制約内において、包括的であれ制限的であれ継続的代理権を付与された代理人は、(何ら同意を得ることなく)受託者としての設定者に与えられた信託の全部又は一部を履行し、又はそのような権限又は裁量の全部又は一部を行使することができ、かつ、支払を受けた資本やその他の金銭に対して(他人の合意を得ることなく)有効な受領書を与えることができる。

(4) 継続的代理権授与証書に含まれているあらゆる条件又は制限の制約内において、包括的であれ制限的であれ継続的代理権を付与された代理人は、継続的代理権のもとで自己又は設定者以外の者に利益を与えるために(何ら同意を得ることなく)、以下の範囲内において、その範囲を超えることなく

行為をすることができる。

(a) 設定者が代理人又はその他の者の各々の必要に應ずるであろうと予想される場合には、代理人は、自己又はその他の者との関係においてそのような行為をすることができる。

(b) 代理人は、設定者が(a)に規定された必要を満たすために行うであろうと予想されるいかなることも行うことができる。

(5) 本条第四項の権利関係に不利益を与えることなく、かつ、継続的代理権授与証書に含まれているあらゆる条件又は制限の制約内において、包括的であれ制限的であれ継続的代理権を付与された代理人は、(何ら同意を得ることなく)以下の範囲内において、ただし、その範囲を超えることなく、設定者の財産を贈与として処分することができる。

(a) 代理人は、設定者の親族又は関係者(自己本人を含む。)に対し、季節的な若しくは、一回的な、又は、誕生・結婚の記念日における贈与をすることができる。

(b) 代理人は、設定者が贈与をした、又はすることが予想される慈善事業に対して贈与をすることができる。

ただし、以上の贈与のそれぞれの価格は、すべての状況、特に設定者の財産の規模に照らして合理的なものでなければならない。

設定者の意思能力の喪失時又は減退時における

代理人の採るべき措置

第四条 設定者の意思能力の喪失時又は減退時における代

理人の義務

(1) 継続的代理権を付与された代理人が、設定者が意思能力を喪失し、又は意思能力を喪失しつつあると信ずるに足りる理由があるときは、本条第二項ないし第六項の規定が適用されるものとする。

(2) 代理人は、できる限り早く、裁判所に対し、継続的代理権授与証書の登録の申立てをしなければならない。

(3) 登録の申立てをする前に、代理人は、附則一に定められた通知に関する規定に従わなければならない。

(4) 登録の申立ては、指定された書式によつてされ、かつ、指定された供述を含んでいなければならぬ。

(5) 代理人は、継続的代理権授与証書の登録の申立てをする前に、継続的代理権の有効性に関するあらゆる問題について裁判所に決定を求めることができる。そして、代理人は、その決定に基づいて裁判所によつて与えられたあらゆる指示に従わなければならない。

(6) いかなる継続的代理権の放棄も、代理人が裁判所にその通知をするまでは、有効とはならない。

(7) 登録の申立てにおいて、重要事項について故意に虚偽の供述をした者は、以下の責任を負う。

(a) 起訴による有罪判決に基づいて、二年以下の拘禁若しくは罰金又はその双方。

(b) 陪審によらない有罪判決に基づいて、六月以下の拘禁若しくは制定法上の最高限度額を超えない罰金又はその双方。

(8) 本条及び附則一においては、「指定された」という文言は、裁判所規則によつて指定されたことを意味する。

第五条 登録前における裁判所の権能

裁判所は、継続的代理権の設定者が意思能力を喪失し、又は意思能力を喪失しつつあると信ずるに足りる理由があり、かつ、継続的代理権授与証書が登録される前に、その登録がされれば第八条第二項によつて行使可能となる、継続的代理権又は当該代理権のもとで行動するために選任された代理人に関する権限を行使することが必要であると認めるときは、代理人が裁判所に当該証書の登録の申立てを既に行っているか否かにかかわらず、その権限を本条に基づいて行使することができる。

第六条 登録申請の際の裁判所の権能

(1) 次のいずれの場合にも、裁判所は、申立てに係る継続的代理権授与証書を登録しなければならない。

(a) 登録の申立てが本法第四条第三項及び第四項に従つてなされた場合。

(b) 本条第二項又は第四項のいずれも適用されない場合。

著しく困難であったこと。

(2) 裁判所は、一九八三年精神保健法（一九八三年第二〇

(b) その者に通知をしても何ら有益な目的に適合しないものと認められること。

号）第七編により設定者について財産保全管理人を任命する命令が効力を有するが、継続的代理権も失効しておらず、かつ、撤回されていないと認めるときは、本条によつて認められて

(4) 登録の申立てがされた場合に、

ている権能を行使し、又は行使し続けてはならず、登録の申立てを拒まなければならない。ただし、裁判所が特別の指示をしたときは、この限りでない。

(a) 代理人が附則一に定める者に通知をした日若しくは状況によっては最後に通知をした日から五週間を経過する前に、登録に対する有効な異議の通知を裁判所が受けたとき、又は、

(3) 裁判所は、登録の申立てから判断し、附則一に定められた申立ての通知を受ける権利を有する者（ただし、

(b) 申立てから判断して、附則一の第一条によつて通知がされた者がいないと認められるとき、又は、

代理人が通知をする義務を免除され、又は免責されている者を除く。）にされていないと認められる場合において、そのような者の各自について以下のいずれかの要件が満たされていると認めるときは、本法の趣旨との関係で当該申立てが本法第四条第三項に従つてされたものとして取り扱われるべき旨の指示をするものとする。

(a) その者に代理人が通知をすることが望ましくなく又は

裁判所は、当該状況において適切と考える調査を（そのような調査が存在するならば）行い、又は行わせるまでは、継続的代理権授与証書の登録又は申立ての拒否のいずれをもし

てはならない。

(5) 本法の趣旨との関係において、継続的代理権授与証書の登録に対する異議の通知は、その異議が以下の理由の一つ以上に基づいて述べられている場合には、有効であるものとする。

(a) 継続的代理権授与証書によって設定されたと主張されている継続的代理権が、継続的代理権として有効ではないこと。

(b) 継続的代理権授与証書によって設定された継続的代理権が存続していないこと。

(c) 設定者が意思能力を喪失していないために、申立てが時期尚早であること。

(d) 設定者に継続的代理権を設定させるために、詐欺又は不当な圧力が用いられたこと。

(e) すべての状況、特に代理人に設定者と親族関係又は一定の関係があることにかんがみて、代理人が設定者の代理人となるのに適していないこと。

(6) 本条第四項が適用される場合において、本条第五項の定める異議の理由のいずれかが十分であると認めることがで

きる程度にまで証明されたときは、裁判所は、申立てを拒まなければならない。この場合において、それが裁判所が十分であると認定できるまで証明されないときは、裁判所は、申立てに係る継続的代理権授与証書を登録しなければならない。

(7) 本条第五項 (d) 又は (e) の理由に基づいて登録の申立てを拒むときは、裁判所は、証書によって設定された継続的代理権を命令で撤回しなければならない。

(8) 裁判所が本条第五項 (c) に明示されている理由以外のいずれの理由に基づいて登録申立てを拒むときも、証書は破棄するために引き渡されねばならない。ただし、裁判所が特別の指示をしたときは、この限りでない。

登録後の法的地位

第七条 登録の効果・証明等

(1) 本法第六条における継続的代理権授与証書の登録の効

果は、以下のとおりである。

(a) 設定者による継続的代理権の撤回は、裁判所が本法第八条第三項により撤回を承認するまでは、有効とはならない。

(b) 継続的代理権の放棄は、代理人がその通知を裁判所にするまでは、有効とはならない。

(c) 設定者は継続的代理権授与証書によって与えられた代理権の範囲を拡張し、又は制限することができない。登録後に設定者によって与えられた指示又は同意は、その指示又は同意の通知を受けた代理人又はその他の者に対し、同意の場合には権利を与えることはなく、指示の場合には義務を課し、権利を与え、又は責任を生じさせることはない。

(2) 本条第一項の規定は、本法第六条によって継続的代理権授与証書が登録されている間は、設定者が一時的に意思能力を喪失しているか否かにかかわらず、適用される。

(3) 本法によって登録された継続的代理権授与証書の正式の謄本とされる証書は、連合王国のいかなる地域においても、登録された証書の内容及びその証書が本法に基づいて登録さ

れた事実の証拠となるものとする。

(4) 本条第三項の規定は、一九七一年代理権法（一九七一年第二七号）第三条（認証謄本による証明）及び法によって正当と認められるその他の証拠方法に影響を及ぼすものではない。

第八条 登録された継続的代理権に関する裁判所の権能

(1) 継続的代理権授与証書が本法第六条によって登録されたときは、裁判所は、継続的代理権並びにその設定者及びそれに基づいて行為をするために選任された代理人について、以下の権能を有するものとする。

(2) 裁判所は、次のことをすることができる。

(a) 継続的代理権授与証書の意味及び効果に関するあらゆる問題を決定すること。

(b) 次の事項に関して指示を与えること。

(i) 代理人による設定者の財産管理及び事務処理。

(ii) 代理人による決算報告及びそのために代理人によって保存されている記録の提出。

(iii) 代理人の報酬又は費用。継続的代理権授与証書の中に明文の規定がない場合と、明文の規定に適合している場合とを問わず、かつ、法外な報酬の払戻し又は追加報酬の支払のための指示を含む。

(c) 代理人に対し、代理人として所持している情報の提供又は文書若しくは物の提出を要求すること。

(d) 意思能力を有する設定者の場合であれば、代理人が自己の行為について設定者から得なければならない同意又は許可を与えること。

(e) 本法第三条第四項及び第五項に従う場合以外にも（ただし、継続的代理権授与証書に含まれているあらゆる条件又は制限の制約内において）、代理人に対して自己又は設定者以外の者の利益のために行為をすることを許可すること。

(f) 代理人としての義務の違反によって自ら発生させ、又は発生させた可能性のある責任から、代理人を完全に、又は部分的に免れさせること。

(3) 設定者により、又は設定者を代理して、代理権撤回という目的のために申立てがされた場合において、設定者が継

続的代理権の明示の撤回を生じさせるため法的に必要なすべてのことを既に行っており、（裁判所がこの撤回の申立てを審査する時点で、設定者が意思能力を有しているかどうかにかかわらず）撤回の時点で設定者が代理権を撤回するための意思能力を有していたことについて十分な根拠が認められるときは、裁判所は、継続的代理権の撤回を承認しなければならぬ。

(4) 裁判所は、本法第六条に基づいて登録された継続的代理権授与証書の登録を、以下の各時点において、抹消しなければならぬ。

(a) 本条第三項に基づいて継続的代理権の撤回を承認する時点、又は本法第七条第一項（b）のもとで放棄の通知を受けた時点。

(b) 一九八三年精神保健法（一九八三年第二〇号）第七編に規定する裁判所の権限のうちいかなるものであれ、裁判所がそれを行使した際に、継続的代理権を撤回する指示を与えた時点。

(c) 設定者が現在、意思能力を有しており、かつ、意思能

力を有し続けるであろうと十分に認められる時点。

(d) 継続的代理権が、有効期間の経過により消滅しており、又は設定者の死亡若しくは破産若しくは代理人の死亡、意思能力の喪失若しくは破産、又は代理人が法人である場合にはその清算若しくは解散によつて失効しているもの、と十分に認められる時点。

(e) 登録がされた時、当該継続的代理権が有効かつ存続する継続的代理権でなかつたもの、と十分に認められる時点。

(f) 設定者に継続的代理権を設定させるために詐欺又は不当な圧力が用いられたもの、と十分に認められる時点。また、

は、
(g) すべての状況、特に代理人が設定者と親族関係又は一定の関係にあることにかんがみて、代理人が設定者の代理人となるのに適していないと十分に認められる時点。

(5) 裁判所は、本条第四項(f)及び(g)に規定されている事項が十分に認められる時点において、継続的代理権授与証書の登録を抹消するときは、その証書によつて設定された継続的代理権を命令で撤回しなければならない。

(6) (c)以外の本条第四項に基づく継続的代理権授与証書の登録の抹消に際しては、当該証書は、破棄するために引き渡されねばならない。ただし、裁判所が特別の指示をしたときは、この限りではない。

代理人及び第三者の保護

第九条 代理権が無効であり、又は撤回された場合における

代理人と第三者の保護

(1) 有効な代理権を設定しなかつた継続的代理権授与証書が本法第六条に基づいて登録されたときは、(その登録が、問題となつている行為又は取引の時点で抹消されていたかどうかにかかわらず)本条第二項及び第三項が適用される。

(2) 継続的代理権に従つて行為をする代理人は、(設定者やその他のあらゆる者に対して)継続的代理権の不存在を理由とする責任を負わないものとする。ただし、代理人が行為時に以下の事項を知つていたときは、この限りではない。

(a) 継続的代理権授与証書が有効な継続的代理権を設定し

なかつたこと。

(b) 仮に継続的代理権授与証書が有効な継続的代理権を設定したとしても、代理権の失効又は撤回の効果を生じさせたであろう事由が生じたこと。

(c) 仮に継続的代理権授与証書が有効な継続的代理権を設定したとしても、行為時以前にその代理権が有効期間の経過により消滅したであろうこと。

(3) 代理人と相手方との間のいかなる取引も、相手方の利益のために、取引時に継続的代理権が存在していたものとして有効とみなすものとする。ただし、取引時に相手方が本条第二項に定められている事項のいずれかを知っていた場合は、この限りではない。

(4) 代理人と相手方との間の取引が、本条第三項により有効であつたかどうかによつて、取得者の利益が定まるときは、取得者の利益のために、以下の場合にはその取引が有効であつたものとみなすものとする。

(a) 継続的代理権授与証書が登録された日から二月以内

に、相手方と代理人との間の取引が完了したとき。

(b) 代理人が取引の対象とされた財産を処分する代理権を有していることを疑うに足りる理由が取引時になかつた旨を相手方が、取得者の取得の完了前に、又はその完了後三月以内に誓約するとき。

(5) 一九七一年代理権法(一九七一年第二七号)第五条(代理権が撤回されていることを知らずに、代理権に基づいて行為がされた場合における代理人及び第三者の保護)の規定が、本法第八条第三項により裁判所が承認するまでは、設定者の撤回が本法第七条第一項(a)によつて無効とされる継続的代理権に適用されるときは、一九七一年代理権法第五条の規定の趣旨との関係において、撤回の承認の事実を知っていることは継続的代理権の撤回を知っていることになるが、承認されていない撤回の事実を知つても継続的代理権の撤回を知つていないことにはならないものとする。

(6) 附則二は、継続的代理権授与証書が有効な継続的代理権を設定しなかつた場合及び当該代理権が設定者の意思能力

の喪失によつて失効している場合に、保護を与える効果を有するものとする。

(7) 本条においては、「取得者」及び「取得」という文言は、一九二五年物権法（一九二五年第二〇号）第二〇五条第一項において規定されている意味を有する。

補則

第一〇条 裁判所に関する精神保健法の規定の適用

(1) 以下に掲げる一九八三年精神保健法（一九八三年第二〇号）第七編の（保護裁判所に関する）規定は、次の本項各号及び本条第二項の規定に従つて、本法の適用対象者及び本法所定の手続に適用されるものとする。

(a) 第一〇三条（訪問相談員の権能）は、当該条文において規定されている者に適用されるのと同様に、本法適用対象者に適用されるものとする。

(b) 第一〇四条（裁判官の権限）は、当該条文の第一項において規定されている手続に適用されるのと同様に、本法の

適用対象者について、本法所定の手続に適用されるものとする。

(c) 第一〇五条第一項（任命された裁判官に対する上訴）は、当該条文の適用されるあらゆる判決に適用されるのと同様に、保護裁判所の補助裁判官のあらゆる判決及び本法所定の手続において選任されたあらゆる担当者に適用されるものとする。そして、任命された裁判官の判決を不服とする上訴は、その判決がその本来の管轄権の行使としてされたものであるか、本号によつて拡張適用される第一〇五条第一項所定の上訴の審理に基づいてされたものであるかにかかわらず、控訴院に提起するものとする。

(d) 第一〇六条（手続に関する規則）は、同条第四項を除き、当該条文において規定されている手続及び者に適用されるのと同様に、本法所定の手続及び本法の適用対象者に適用されるものとする。

(2) 本条第一項により適用される一九八三年精神保健法第七編の規定によつて付与され、課されるあらゆる権能は、本法の趣旨との関係においても適用されるものとする。そして、

「本法の適用対象者」とは、一九八三年精神健康法第七編に定める患者となるかどうかにかかわらず、継続的代理権の設定者及びそれを付与された代理人を意味する。

(3) 本条においては、「任命された裁判官」及び「選任された担当者」という文言は、一九八三年精神保健法（一九八三年第二〇号）第七編におけるのと同じ意味を有する。

第一条 共同代理人及び連带的代理人に対する適用

(1) 一名以上の者を代理人に選任する継続的代理権授与証書は、その代理人が共同で又は連帯して行動するために選任されるのでなければ、継続的代理権を設定することはできない。

(2) 本法は、共同代理人に適用される限りにおいて、単独代理人に適用されると同様に、ただし附則三第一編に定める修正の制約内において、共同代理人に包括的に適用される。

(3) 本法は、連带的代理人に適用される限りにおいて、本

条第四項ないし第七項及び附則三第二編に定められている修正を受けて、適用される。

(4) 一名の代理人に係る継続的代理権の設定要件の不充足は、その者に限って証書により有効な継続的代理権が設定されないにとどまり、それ以外の者に関しては、継続的代理権授与証書の有効性に影響を及ぼさず、かつ、その者についても、継続的でない代理権の設定のための証書としての有効性には影響を及ぼさないものとする。

(5) 一名又はそれ以上の（双方又はすべてではない）代理人が、継続的代理権授与証書登録の申立てを行い、又は申立てに加わる場合には、

(a) 申立人でない代理人は、申立人である代理人と同様に、その申立てについて最初の決定がされるまで、本法第一条第二項に定めるように（又は本法第五条に基づいて）、行動することができ。

(b) 申立ての通知は、附則一に基づき、他方の又はその他の代理人に対してされなければならない。

(c) 代理人が申立人でなく、継続的代理権が申立人でない者の代理権である場合であっても、代理人が申立人である場合又は継続的代理権が申立人の代理権である場合と同様に、登録に対する異議は、その代理人又は継続的代理権に関する理由に基づいて、有効に主張することができる。

(6) 裁判所は、代理人又は継続的代理権に対する異議の理由が証明されている場合であっても、その証明によって影響を受けない代理人について継続的代理権が存続するときには、本法第六条第六項に基づいて継続的代理権授与証書の登録を拒んではならず、登録について指定された要件に従って継続的代理権授与証書に効力を付与しなければならない。

(7) 裁判所は、本法第八条第四項の規定する登録の無効原因がある場合であっても、その原因によって影響を受けない代理人について継続的代理権が存続するときは、同条同項に基づいて継続的代理権授与証書の登録を抹消してはならず、登録について指定された要件に従って証書に効力を付与しなければならぬ。

(8) 本条において、「指定された」という文言は、当該裁判所の規則によって指定されたことを意味する。

「継続的代理権の設定要件」という文言は、本法第二条の規定（ただし、同条第一〇項ないし第一二項を除く。）及び同条第二項に基づいて制定された規則の規定を意味する。

第二二条 一定の場合において登録前の要件を修正する大法官の権限

(1) 大法官は、命令により、適当と認める種類の代理人に対し、登録前に親族に通知をすべき本法上の義務を免除することができる。

(2) 本条第三項の制約内において、本条に基づいて一定の種類別の代理人について命令が発せられる場合には、その命令が適用される間は、本法第四条第三項及び附則一のうち、登録の申立ての通知を親族にすべきことを義務づけている部分を除き、本法は、その一定の種類に属する代理人について効力を有するものとする。

(3) 共同代理権又は連帯的代理権を付与された代理人は、本条に基づいて適用される命令において指定された種類の代理人であるにもかかわらず、その代理権を付与された他のいづれかの代理人が、本条に基づいて適用される当該命令又は他の命令で指定された種類の代理人でないときは、その共同代理権又は連帯的代理権を付与された代理人について本条第二項の規定は適用されないものとする。

(4) 本条に基づいて命令を発する権限は、所轄行政機関の制定する命令・規則等によつて行使するものとする。ただし、その命令・規則等は、議会のいづれかの議院による取消しの決議の対象となりうるものとする。

第三条 解釈条項

(1) 本法においては、

「裁判所」という文言は、本法におけるあらゆる権能との関係において、一九八三年精神保健法(一九八三年第二〇号)第七編により管轄権をもつ機関を意味する。

「継続的代理権」という文言は、本法第二条の規定に従つ

て解釈するものとする。

「意思能力を喪失した」と又は「意思能力の喪失」という文言は、コモン・ロー上の代理権の失効に関する用例の場合を除き、あらゆる者との関係で、その者が精神障害によつてその財産管理及び事務処理について無能力であることを意味する。「意思能力を有す」と又は「意思能力」という文言は、上記の意味に応じて解釈するものとする。

「精神障害」という文言は、一九八三年精神保健法におけるのと同じ意味を有する。

「通知」という文言は、書面による通知を意味する。

「裁判所規則」という文言は、本法第一〇条によつて適用される限りにおける一九八三年精神保健法第七編所定の規則を意味する。

「制定法上の最高限度額」という文言は、一九八二年刑事裁判法(一九八二年第四八号)第七四条第一項によつて規定されている意味を有する。

「信託法人」という文言は、受託者となる又は一九〇六年公受託者法(一九〇六年第五五号)第四条第三項の規則によつて保管受託者として行動する権利がある場合に、高等法院又

は県裁判所によつて（それぞれの管轄権に依じて）選任された公受託者又は法人を意味する。

（2）ある特定の時点において継続的代理権の設定者が何をすることが予想されるかについて、本法の下で又は本法の趣旨との関係で生ずるあらゆる問題は、設定者が当該時点において完全な意思能力を有していると仮定して、決定するものとする。ただし、そう仮定することができない場合には、当該時点において存在する周囲の状況に照らして決定するものとする。

第十四条 略称、発効、適用地域

（1）本法は、「一九八五年継続的代理権法」として引用するものとする。

（2）本法は、大法官が所轄行政機関の制定する命令・規則等の形式によつて発する命令の指定する日付をもつて、発効するものとする。

（3）本法は、本法第七条第三項及び（一九八三年精神保健法第一〇四条第四項が適用される限りにおいて）本法第一〇条第一項（b）がスコットランド及び北アイルランドにも適用されることを唯一の例外として、イングランド及びウェールズに適用される。

附則

附則一 登録前の通知

第一編 親族及び設定者に通知をする義務

親族に通知をする義務

第一条

本附則一の第三条の制約内において、登録の申立てをする前に、代理人は、登録の申立てをする意思を本附則一の第二条によつて通知を受ける権利を有するすべての者に対して（該当事がある場合には）通知しなければならない。

第二条

(1) 本条第二項ないし第四項に含まれている制限の制約内において、以下の各号に属する（本法において「親族」と称される）者は、本附則一の第一条に定める通知を受ける権利を有する。

- (a) 設定者の夫又は妻
- (b) 設定者の子
- (c) 設定者の親
- (d) 設定者の兄又は姉。全血であるか半血であるかを問わない。
- (e) 設定者の子の寡婦又は鰥夫

- (f) 設定者の孫
- (g) 設定者の全血の兄又は姉の子
- (h) 設定者の半血の兄又は姉の子
- (i) 設定者の全血のおじ又はおば
- (j) 設定者の全血のおじ又はおばの子

(2) 本条第一項の各号に属する者であっても、以下のいずれかに該当する場合には、本附則一の第一条に定める通知を

受ける権利を有しない。

(a) その者の名前又は住所が代理人に知られておらず、代理人がそれを確知することができない場合。

(b) その者が満一八歳に達しておらず、又は意思能力を喪失している、と設定者が信ずるに足りる理由がある場合。

(3) 本条第四項が適用される場合を除き、合計三名の者のみが本附則一の第一条に定める通知を受ける権利を有する。

その権利を有する者を決定するに当たっては、本条第一項(a)に属する者は同項(b)に属する者に優先し、同項(b)に属する者は同項(c)に属する者に優先するものとし、以下同様とする。

(4) 本条第三項に定める三名の制限にもかかわらず、

(a) 本条第一項(a)ないし(j)のいずれの号であれ、それに属する者が一名以上ある場合で、かつ、

(b) それらの者のうち少なくとも一名が本附則一の第一条に定める通知を受ける権利を有する場合には、

本条第二項の制約内において、その号に属するすべての者

が本附則一の第一条に定める通知を受ける権利を有する。

のと認められること。

第三条

設定者に通知をする義務

(1) 代理人は、自己本人又は登録の申立てに加わっている継続的代理権を付与されているその他の代理人に対し、本附則一の第二条によって自己本人又は（場合によっては）その他の代理人が通知を受ける権利を有するにもかかわらず、本附則一の第一条に定める通知をする義務を負わないものとする。

(1) 本条第二項の制約内において、登録の申立てをする前に、代理人は、登録の申立てをする意思を設定者に対して通知しなければならない。

(2) 本附則一の第一条により通知を受ける権利を有する者について、代理人は、登録の申立てをする前に、裁判所に対し、その者に通知をする義務の免除を受ける申立てをすることができ、この場合において、裁判所は、以下のいずれかの要件が満たされていると認めるときは、その申立てを認容しなければならない。

(2) 本附則一の第三条第二項は、本附則一の第一条により通知を受ける権利を有する者について適用されるのと同様に、設定者についても適用されるものとする。

(a) その者に代理人が通知をすることが望ましくなく、又は著しく困難であると認められること。

第五編 通知の内容

本附則一に基づく親族に対する通知は、

(b) その者に通知をしても何ら有益な目的に適合しないも

(a) 指定された書式によるものでなければならぬ。
(b) 代理人が当該継続的代理権授与証書の登録の申立てを

保護裁判所に対して行おうとしていることを告げなければならぬ。

(c) その通知がされる者に対し、本附則一に基づく通知がされた日から四週間を経過する前に、保護裁判所に対する文書による通知によつて、申立てに係る登録に対して異議を述べることが出来る旨を知らせなければならない。

(d) 登録に対して異議を述べることが出来る理由として、本法第六条第五項に掲げる理由を明示しなければならない。

第六条

本附則一に基づく設定者に対する通知は、

(a) 指定された書式によるものでなければならない。

(b) 本附則第五条 (b) に定める供述を含んでいなければならない。

(c) 継続的代理権授与証書が登録されている間は、設定者による継続的代理権のいかなる撤回も、その撤回が保護裁判所によつて承認されるまでは効力を有しない旨を設定者に知らせなければならない。

第三編 自己以外の代理人に通知をする義務

第七条

(1) 本条第二項の制約内において、登録の申立てをする前に、連帯的代理権を付与されている代理人は、登録の申立てをしようとする意思を、当該申立てに加わつていない連帯的代理権を付与されている自己以外の代理人に通知しなければならない。本附則一の第三条第二項及び第五条の規定は、本附則一の第二条によつて通知を受ける権利を有する者について適用されると同様に、本条によつて通知を受ける権利を有する代理人についても適用されるものとする。

(2) 以下のいずれかに該当する場合には、代理人は、本条によつて通知を受ける権利を有しない。

(a) その代理人の住所が登録の申立てをしている代理人に知られておらず、登録の申立てをしている代理人がそれを確知することができない場合。

(b) その代理人が満一八歳に達しておらず、又は意思能力を喪失している、と登録の申立てをした代理人が信ずるに足る理由がある場合。

第四編 補則

第八条

(1) 本附則一の趣旨との関係において、嫡出でない子は、その父と母との間に生まれた嫡出子として取り扱われるべきものとする。

(2) 一九七八年法律の解釈に関する法律（一九七八年第三〇号）の第七条（郵便サービスに関する規定の解釈）の規定にかかわらず、本附則一の趣旨との関係において、郵便によつてされた通知は、それが投函された日に通知されたものとみなされるものとする。

附則二 代理人及び第三者の保護の補足

第一条

以下の場合には、継続的代理権授与証書が登録されているかどうかにかかわらず、本附則二の第二条及び第三条が適用されるものとする。

(a) 本法第二条第二項において指定された書式により作成された証書が、有効な継続的代理権でない代理権を設定する場合。及び、

(b) 代理権が設定者の意思能力の喪失によつて失効する場合。

第二条

継続的代理権に従つて行為する代理人は、（設定者又はその他の者に対して）その失効又は撤回を理由とする責任を負わないものとする。ただし、行為時に以下の事項を知つていたときはこの限りでない。

(a) 継続的代理権授与証書が有効な継続的代理権を設定しなかつたこと。

(b) 設定者が意思能力を喪失していたこと。

第三条

代理人と相手方との間のいかなる取引も、相手方の利益のために、取引時に継続的代理権が存在していたものとして有効とみなすものとする。ただし、取引時に相手方が以下の事

項を知っていたときは、この限りでない。

(a) 継続的代理権授与証書が有効な継続的代理権を設定しなかつたこと。

(b) 設定者が意思能力を喪失していたこと。

第四条

本法第九条第四項の規定は、本法第九条第三項によつて取引が有効であつたかどうかを決定するために適用されるのと同様に、本附則二の第三条によつて取引が有効であつたかどうかを決定するためにも適用されるものとする。

附則三 共同代理人及び連帯的代理人

第一編 共同代理人

第一条

本法第二条第七項において、代理人が継続的代理権授与証書を作成する時点について規定されているが、これは、第二番目又は最後の代理人が継続的代理権授与証書を作成する時

点についての規定と読み替えるものとする。

第二条

本法第二条第九項及び第一〇項において、代理人について規定されているが、これは、継続的代理権を付与された代理人についての規定と読み替えるものとする。

第三条

本法第五条において、代理人について規定されているが、これは、継続的代理権を付与された代理人についての規定を含むものと読み替えるものとする。

第四条

本法第六条の規定は、第五項(e)の定める継続的代理権授与証書の登録に対する異議の理由が継続的代理権を付与された代理人に該当するものとして、効力を有するものとする。

第五条

本法第八条第二項において、代理人について規定されてい

るが、これは、継続的代理権を付与された代理人についての規定を含むものと読み替えるものとする。

第六条

本法第八条第四項において、代理人について規定されているが、これは、継続的代理権を付与された代理人についての規定を含むものと読み替えるものとする。

第二編 連帯的代理人

第七条

本法第二条第一〇項において、代理人の破産について規定されているが、これは、継続的代理権を付与された最後に残っている代理人の破産についての規定と解釈されるものとする。継続的代理権を付与されたその他の代理人の破産も、その破産の状況がどのようなものであっても、その破産した代理人の代理権を失効させるものとする。

第八条

本法第四条第六項によつて課されている放棄に対する制限は、設定者が意思能力を喪失し、又は意思能力を喪失しつとあると信ずるに足りる理由を有する代理人に対してのみ、適用される。